

美里町地域防災計画（修正案）に対するパブリックコメントと町の考え方

参考様式6（第9条関係・公表用）

№	項 目	意見等の概要	町の考え方
1	備蓄について	防災用品、食料品等の備蓄を各地域の倉庫に完備すること。町民にも具体的に防災意識を促し、準備させること。	町の備蓄及び町民の備蓄については、「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防対策 第12節 食料・飲料水及び生活物資の確保」に記載のとおりで、計画に基づき実施します。
2	学校教育機関における防災教育について	学校と区長やPTAの代表の打合せや実践活動を継続し、いざという時に的確な措置がとれるようにしておくこと。	ご意見のとおりです。修正後の地域防災計画に基づき、各組織・団体と連携しながら、具体的に進める考えです。
3	「第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策 第10節 食料、飲料水及び生活必需品の調達 第1 食料」の食料について	「震災の経験を踏まえ、町が直接提携している事業所に要請して確保する」としていること、評価したい。この締結が実効あるものであることを願う。	協定締結事業所等との連絡体制を構築し、平時から互いに確認しあい、災害発生に備える考えです。
4	「第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策 第10節 食料、飲料水及び生活必需品の調達 第2 飲料水」の給水期間について	「飲料水の給水期間を災害発生の日から7日間」としていることについて、なぜ期限を決めるのか。但し書きはあるものの、生命維持に一番大切な水である。なぜ期限を決めるのか、最後まで援助すべきである。	災害救助法施行令第9条に、「救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事が、これを定める。」となっており、宮城県災害救助法施行細則で「飲料水の供給を実施する期間は7日以内とする。」と定められているため、現行のとおりに記載とならざるを得ず、7日を超える対応は、但し書きによらざるを得ません。

美里町地域防災計画（修正案）に対するパブリックコメントと町の考え方

参考様式6（第9条関係・公表用）

Nº	項 目	意見等の概要	町の考え方
5	「第 2 編 風水害対策編 第 2 章 災害応急対策 第 13 節 自衛隊の災害派遣 第 6 経費の負担」について	被災した自治体を負うというのはいかなるものか、国や県に強く働きかけてほしい。	自衛隊の災害派遣に伴う人件費などの大部分は防衛省が負担することになっており、派遣を受けた自治体負担するのはほんの一部であり、やむを得ないものと考えております。
6	「第 2 編 風水害対策編 第 2 章 災害応急対策 第 20 節 ボランティア活動」について	ある程度の知識や技術を持っている人が、特に災害時にはたくさんいてほしいわけで、そのためにも平常時に講座を継続して行い、実働できる人を養成する施策があると良い。	「第 2 編 風水害対策編 第 1 章 災害予防対策 第 14 節 ボランティアの受入」に記載のとおり、活動に対して支援していくとともに、専門的知識や技術を有したボランティアの育成に努めていきます。
7	「第 2 編 風水害対策編 第 1 章 災害予防対策 第 11 節 避難収容対策」について	緊急に避難する場所としての避難所（第 1 次避難所）で、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとあるが各地域の集会施設（各行政区にある）は、247 ページの一覧表に記載されていません。 大震災の際、各地域で自主防災組織が第 1 次避難所として長期間大変な努力で運営してきましたが、どうして計画では除外するのでしょうか。	「第 2 編 風水害対策編 第 1 章 災害予防対策 第 11 節 避難収容対策」に記載のあるとおり、緊急に避難する場所は公園や広場である「避難場所」、行政区や自主防災組織等が開設する避難所は「一時避難所」、町が開設する避難所は「指定避難所」となります。本計画で247 ページに記載してあるのは、町が開設する「指定避難所」と「指定避難場所」であり、行政区や自主防災組織等が開設する「一時避難所」を除外しているわけではありません。
8	「第 2 編 風水害対策編 第 1 章 災害予防対策 第 12 節 食料・飲料水及び生	大震災の際、水の確保に翻弄されましたが、地域にはまだ自家用の井戸が各地に点在して大いに利用された実績があります。あらかじめ	飲料水については、水質等の安全性が担保されなければなりません。基本的には水道水あるいはミネラルウォーターなどの活用を考えて

美里町地域防災計画（修正案）に対するパブリックコメントと町の考え方

参考様式6（第9条関係・公表用）

№	項 目	意見等の概要	町の考え方
	活物資の確保 第3 飲料水の確保」について	保健所の検査等が必要かと考えられますが、検討されてはいかがでしょうか。原子力災害対策編32ページの避難所において井戸の活用を揚げております。	おります。 行政区や自主防災組織等、地域において生活用水として井戸水等を活用することは問題ないと考えております。
9	「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防対策 第18節 自主防災組織の育成 第3 自主防災組織の活動 1 平常時の活動」について	「(1)訓練の実施等」の訓練内容に、給食・給水訓練が無いのはどうしてですか。大震災の際、各防災組織では一番重要で、最初から最後までこの対応で終始した現実があります。	自主防災組織で実施している訓練及び必要な訓練は、表に示した「消火訓練」、「避難訓練」、「救出・救護訓練」だけではありません。ご指摘を参考に表記を修正します。
10	職員配備及び業務継続計画について	大震災のような場合、出来るだけ早く、支援体制の構築が大切だと思います。組織は有っても担当の人が居ないのでは、つまり被災後約1週間は、町の行政の一部を止めても良いほどの効力のある項目が必要だと思います。	「第2編 第1章 第21節 行政機関の業務継続計画の策定」及び「同編 第2章 第33節 行政機関の業務継続計画の実施」に記載しており、災害救助業務と通常業務を調整しながら業務を実施する考えです。
11	災害対策本部立上げの手順の明確化について	できれば、被災から対策本部立ち上げまでの、工程表（対策本部立ち上げ必須項目等に対する埋め込み式）などがあれば良いと思います。何時の時点で誰が担当しているかが確認される表です。	「第2編 第1章 第6節 職員の配備態勢」に記載のあるとおり、職員行動マニュアル等については、本計画修正後、早期に作成し、職員に周知する考えです。
12	物資集積所について	物資集積所2ヶ所は県などの支援物資交換所との関係が必要かもしれない。たとえばですが、3.11の津波を受けた東松島市などに対	「第2編 第1章 第16節 第4 輸送拠点の確保」に記載のある物資集積所を活用するとともに、「同編 第1章 第8節 相互応援

美里町地域防災計画（修正案）に対するパブリックコメントと町の考え方

参考様式6（第9条関係・公表用）

№	項 目	意見等の概要	町の考え方
		しての支援物資最終集積所の提供。つまり被災地域に対するワークスペースを供与する。そのような隣接自治体との提携関係。	体制の整備」に基づき、平常時から情報交換等を行っていきます。
13	計画書の概要の作成について	町民に直接係る防災、災害対応をまとめた計画書を別紙でつけてはどうでしょう。	本計画の修正が完了後、美里町地域防災計画概要版（仮称）を作成し、全世帯に配布し、周知する考えです。
14	目的と記載内容の相違について	全体を通し、第1編第1節第1の計画の目的に合致しない記述などがあり、ページ数が多くなっています。記載する事項を整理する必要があります。例えば、「第1編 第2節 第2の3から5」、「第1編 第2節 第3の2から9」は、町でもなければ町内の公共的団体でもないです。	本計画は、「第1編 第1節 第1 計画の目的」に記載のとおり、美里町の防災対策に関し、町等が処理すべき事務または業務の大綱を定め、必要な体制を確立し、総合的かつ計画的な防災対策の整備推進を図り、町土並びに町民の生命、身体、財産を風水害等から保護することを目的として策定しており、基本的には合致しているものと考えます。また、「第1編 第2節」は、町だけでなく、町及び防災関係機関等の業務の大綱を記載しております。
15	町の概況の記載について	「第1編 第3節 町の概況」の記述は、町外の人を読み手にしない限り必要ないと思います。	市町村の地域防災計画は、消防庁が示した「市町村地域防災計画(震災対策編)」作成の手引き、宮城県総務部危機対策課が作成した「市町村地域防災計画(風水害等災害対策編)」修正の手引きを参考に策定しており、市町村の概況等についても、具体的記載項目に含まれており

美里町地域防災計画（修正案）に対するパブリックコメントと町の考え方
参考様式6（第9条関係・公表用）

Nº	項 目	意見等の概要	町の考え方
			ます。また市町村の地域防災計画はその市町村の災害の歴史、風土とかかわりが深いことから、記載は必要と考えます。
16	町以外の機関の役割等の記載について	本町の権限が及ばない機関の役割が記載されています。情報としてあっても良いですが、これらは県等の防災計画で分かることです。これらの記載を止めて、これらのメンテナンスに注ぐ時間を作成が遅れているマニュアル作成など町民に直接係る部分に振り向けるべきです。	市町村の地域防災計画は、消防庁が示した「市町村地域防災計画(震災対策編)」作成の手引き、宮城県総務部危機対策課が作成した「市町村地域防災計画(風水害等災害対策編)」修正の手引きを参考に策定しており、市町村の役割だけでなく、県及び関係機関の役割・業務大綱についても記載することになっております。
17	情報通信連絡網の整備について	「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防対策 第5節 情報通信連絡網の整備」について、防災行政無線に頼り過ぎています。暴風雨の際には、聞こえ難くなるのは明らかです。防災行政無線が機能しない場合を想定した連絡手段の整備も計画に含めたい。	「第3編 震災対策編 第2章 災害応急対策 第3 通信放送手段の確保」に、「同報無線・移動無線、携帯電話事業者が提供しているエリアメール、登録制メール、町の広報車、加入電話、ホームページ等の複数の通信手段を、単独あるいは組み合わせて活用し、通信手段の確保に努める。」と記載していますが、「第2編 風水害対策編 第1章 災害予防対策 第5節 情報通信連絡網の整備」に整備計画の記載がないので、ご意見のとおり記載します。また、「第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策 第4節 避難誘導対策 第2 避

美里町地域防災計画（修正案）に対するパブリックコメントと町の考え方
参考様式6（第9条関係・公表用）

Nº	項 目	意見等の概要	町の考え方
			難の勧告または指示等の内容及び周知 3 避難の措置と周知 (1)住民等への周知」及び「同編 同章 第5節 災害情報の収集・伝達体制 第1 災害情報収集・伝達体制 3 情報の伝達」にも新たに記載します。
18	避難所開設の連絡方法について	「第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策 第4節 避難・誘導対策 第4 避難所の開設及び運営 2 避難所開設の連絡」について、同報無線は例示だと思いますが、他の方法があれば具体的に列挙しておいた方がよい。	ご意見を受け、他の情報伝達手段等についても、前段17とあわせて記載します。
19	災害用伝言板の名称について	「第6節 通信・放送施設の確保 第3 災害時の通信連絡」について、表中の“災害用ブロードバンド伝言板[Web171]”は、“災害用伝言板(Web171)”に名称変更されています。	東日本電信電話(株)からも同様の指摘をいただいており、「災害用伝言板「web171」」に記載を改めます。